

## パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
0329E001	福島第 1 原発の事故の収束も、各地の原発の廃炉作業も、使用済み核燃料の処理も全てが中途半端な状態で、各地の原発を稼働に向けて進めるべきではないと思います。
0330E001	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 9 ページの 8 行の文頭のインデントの位置を適正化したほうがよい。（半角から全角へ）</li> <li>・ 9 ページの 28 行「解釈別記 4」に加えて、兼用キャスクガイドを踏まえているか否かについても言及したほうがよい。</li> <li>・ 6 ページの 7 行「としている」は「ことを要求している」のほうがよい。</li> </ul>
0423E001	<p>乾式貯蔵施設設置は再稼働のための方便です。</p> <p>放射能管理の期間、処分場所、処分方法が決まっていなかつたなか、原発を動かすために弥縫策として乾式貯蔵施設を設置するのは、拙速で愚策としかいいようがありません。</p> <p>今やるべきは、女川原発のみならずすべての原発の稼働を即刻停止すべしでしょう。</p> <p>原発を稼働させれば、核のゴミは増えます。</p> <p>核のゴミをこれ以上増やしてはいけません。</p> <p>まずすべての原発を止める。そのうえで最新の科学的知見を取り入れて処分方法を検討し直し、一方で国民の合意形成の方法を確立していく。</p> <p>そう言う手順を踏むべきではないでしょうか。</p> <p>核のゴミの放射線量が自然界の線量に戻るのに 1 万年から 10 万年もかかると言われます。</p> <p>原発稼働ありきで、その場しのぎ的に乾式貯蔵施設を設置しても問題の解決にはなりません。</p> <p>またそれが今を生きる、核のゴミをつくってしまった我われ世代の最低限の責任ではないでしょうか。</p> <p>けつして、乾式貯蔵施設をつくり、再稼働を続け、核のゴミを増やすことではないと思います。</p>
0423E002	審査書案に賛成する。

## パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
0424E001	<p>4 ページ 「使用済燃料乾式貯蔵容器は、基礎等に固定せず、かつ、貯蔵用緩衝体の装着により使用済燃料乾式貯蔵容器の蓋部が金属部へ衝突しない方法により設置する」また5 ページ「安全機能が損なわれない方法」について、解釈別記4は、兼用キャスクを基礎等に固定せず、かつ、緩衝体の装着等により兼用キャスク蓋部が金属部へ衝突しない方法が該当するとしている」とあるが、なぜ基礎等に固定しない設計が妥当とされるのか？ どういうメリットがあるのか。</p> <p>5 ページ 「なお、使用済燃料乾式貯蔵容器を設置する地盤については、審査を行っていない」とあるが、なぜ審査をしていないのか。</p> <p>6 ページ？7 ページ 「(4) 使用済燃料乾式貯蔵容器に加わる外力の不確かさを踏まえ、使用済燃料乾式貯蔵容器に生じる応力等が型式証明を受けた HDP-9BCH(B) 型兼用キャスクの設計条件を超えるおそれがあることを考慮した次の 2 つの事象を想定し、これらの事象が重畳して発生した場合においても、周辺監視区域外における実効線量が線量限度（1 年間当たり 1mSv）を超えないよう応急復旧対策を用意する。…1 使用済燃料乾式貯蔵容器が損傷し、かつ、使用済燃料乾式貯蔵容器に収納された使用済燃料も損傷して、外部に放射線及び放射性物質が漏えいする事象 2 使用済燃料乾式貯蔵建屋に設ける全ての給排気口が完全に閉塞し、使用済燃料乾式貯蔵容器の除熱が阻害される事象」とあるが、この 1, 2 の事象が発生した場合、どのように復旧するのかのシミュレーションが不明である。</p> <p>15 ページ 「保管する兼用キャスクが金属製で十分な耐火能力を有しており、火災発生防止対策として、不燃性又は難燃性材料と同等以上の性能を有するものである場合若しくは他の安全機能を有する構築物、系統及び機器において火災が発生することを防止するための措置が講じられている場合を除き、不燃性材料又は難燃性材料を使用した設計とすること」としているが、一方で貯蔵用緩衝体は木材であるとされている。木材は「不燃性材料又は難燃性材料」といえるのか？</p> <p>21 ページ 「(1) 貯蔵建屋損傷時における工場等周辺の実効線量 第 16 条第 4 項第 1 号の規定は、キャスクについて、使用済燃料からの放射線に対して適切な遮蔽能力を有するものとするを要求している。 解釈別記 4 は、貯蔵建屋の損傷によりその遮蔽機能が著しく低下したときにおいても、工場等周辺の実効線量は周辺監視区域外における線量限度を超えないことを要求している」としているが、ここでの「工場等周辺の実効線量は周辺監視区域外における線量限度」を明記して頂きたい。この線量をこえた場合はどのように対処するのか？</p> <p>ページを指定せず</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・この乾式貯蔵施設から放射能が漏れ出る可能性があり、独自のモニタリングが必要と考えるが、その設置は検討されているのか？</li> <li>・何らかの事故があった場合（キャスクの破損、建屋の損壊など）の手順書はどのように定められているのか？</li> <li>・今年 2 月？3 月の岩手県大船渡市における山林火災は、これまでの想定を超えるものだった。防火帯を大きくこえた飛び火が被害を拡大させたが、まだ詳しい調査はこれからだ。この調査結果を反映させる必要があるのではないか。</li> <li>・何よりも、乾式貯蔵計画そのものが再処理工場の稼働・プルトニウムの利用（現在ではプルサーマル発電のみ）を前提とした核燃サイクル政策の弥縫策であり、このような姑息で中途半端な政策はやめるべきだと考える。国は本腰をいれて、使用済み核燃料の総量の確定・再処理の断念・使用済み核燃料の直接処分の検討を始めるべきだ。核のゴミをどうするのかを先送りにしたまま、原発の稼働を進めることは未来世代への背信行為である。</li> </ul>
0425E001	<p>審査全般に対する意見</p> <p>かつて原子力委員会委員長代理を務めた長崎大の鈴木達治郎教授（原子力政策）は、現状を核燃料サイクルは「出口なき迷走」状態にあると表現しています。すなわち、六ヶ所再処理施設は、30 年前の計画が 27 回も完成延期を続け、またアクティブ試験では膨大な放射性物質を排出するばかりか廃液を貯めました。絶対に稼働させてはいけな装置です。</p> <p>今、国のエネルギー政策を根本的に見直すべきであり、それまでは核のゴミを増やしてはいけません、それ故全国の原発（核発電装置）を稼働してはいけません。</p> <p>この審査書に反対します。</p>

## パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
0425E002	<p>東北電力は今ものすごく焦っている。女川原発 2 号機の使用済燃料プールはすでに 7?8 割が埋まっていて、あと燃料の入れ替え 3 回分しか空きがない。このままいくと、あと 4 年くらいで使用済燃料の持っていき場所がなくなって、女川原発 2 号機が止まってしまう。東北電力は女川原発の敷地内に、乾式貯蔵施設を設置し、燃料プールにある使用済燃料をそこに移して、プールに空きを作って、運転を継続しよう、長期間運転に道を開こうとしているのだ。</p> <p>しかし女川原発 2 号機はすでに運転開始から 30 年を経過した「老朽原発」である。危険な老朽原発の 40 年以上の長期間運転に道を開く、乾式貯蔵施設の設定に断固として反対する。</p> <p>東北電力は、乾式貯蔵施設は使用済燃料の「一時的な貯蔵」のためだと説明しているが、それはウソである。使用済燃料の搬出先とされている六ヶ所再処理工場に完成の用途はない。六ヶ所再処理工場は約 30 年間にわたって 27 回も完工延期を繰り返しており、日本原燃の技術力そのものが疑われている。現在、日本原燃は「2026 年度中に完工」と言っているが、誰も信用する者はいない状況である。</p> <p>加えて、地震列島・日本のどこにも最終処分場の適地はなく、最終処分場建設が不可能であることは明らかである。</p> <p>したがって、乾式貯蔵施設に使用済燃料を入れたが最後、そこから搬出する時は永遠にやっつこない。乾式貯蔵施設は事実上、半永久的な「核のゴミ捨て場」にされる可能性が極めて高いのである。</p> <p>この事実を隠し、ごまかして、女川への乾式貯蔵施設設置の是非を論ずることは許されない。女川の人々は（宮城県民も）ある意味、原発建設は受け入れたと言えるかもしれない。が、「核のゴミ捨て場」を受け入れたことは一度もないのである。</p> <p>女川原発敷地内に乾式貯蔵施設を設置することに断固として反対する。</p>
0425E003	<p>4 ページ 12 行目 「使用済燃料乾式貯蔵施設は、計 1380 体」もの使用済燃料乾式貯蔵容器を 19 ページ表 2 のように 60 年も保管するようですが、60 年物間保管するというのは他に持っていく場所がなく、今の原子力発電所の使用期間が延長されたように、同様の扱いを受けるのではないかと心配があります。個別の内容では、5 ページ下から 10 行目 「使用済燃料乾式貯蔵施設貯蔵容器は岩盤の上に設置するものの、地盤により十分に支持されない場合、地盤が変形した場合及び地盤に変位が生じた場合においても、その安全機能が損なわれないようにする」と記載がある。また 19 ページ表 2 では「地震力（加速度）水平方法 2,300 Gal 及び鉛直方向 1,600Gal」とあるが、能登半島地震では、石川県志賀町の K-NET 富貴観測点で最大加速度 2828Gal が観測されたとのこと。東日本大震災も想定外のことが多々起きていますが、「安全機能が損なわれないようにする」ことができるのでしょうか。同様に 13 ページ 3 行目「固縛等の必要な飛来物発生防止対策を講ずる」という部分も大地震や竜巻などに耐えられるのか不安です。14 ページ 外部火災についても 8 行目 「当該設計方針に基づき使用済燃料乾式貯蔵容器を防火帯の内側に設定し火災源からの必要な隔離距離を確保する。」とあるが、今年の大船渡森林火災のような事態に遭遇した場合、建物ごと火災に巻き込まれ「火災源からの必要な距離」を保ち、や 19 ページ表 2 の「周囲の最高温度 45 度、貯蔵建屋壁面最高温度 65 度」を超えないようにすることが可能なのだろうかと非常に不安があります。以上の不安があるため、私は使用済燃料乾式貯蔵施設建設には反対です。中止を強く希望します。原子力規制庁には、地元のみならず、事故などの影響の及ぶ範囲、少なくとも福島第一原発事故の放射能被害のあった範囲の市町村での説明と、住民との双方向の対話をしっかりするよう、申請者の東北電力への指導、助言をお願いしたいと思います。</p>
0425E004	<p>5 ページ 「なお、使用済燃料乾式貯蔵容器を設置する地盤については、審査を行っていない」とあるが、なぜ審査をしていないのでしょうか。安全な場所に容器を置く必要があると考えます。</p> <p>全体をとおして</p> <p>東北電力は乾式貯蔵施設について「一時的な保管施設」としていますが、搬出先も搬出時期も明示していません。このまま最終処分場になってしまうのではないかと懸念されます。</p> <p>このような使用済燃料乾式貯蔵施設を女川原発に設置することは反対です。</p>

## パブコメ意見一覧 (WEB 投稿)

整理番号	意見全文
0425E005	<p>東北電力が計画している使用済み核燃料乾式貯蔵施設の設置に反対します。</p> <p>東北電力は、乾式貯蔵施設について「一時的な保管施設」としてはいますが、搬出先も搬出時期も明示していません。事実上の最終処分場になりかねません。搬出先予定の六ヶ所再処理工場は27回も完工を延期し、完成する見通しがありません。乾式貯蔵施設の設置に同意したら、保管期間は超長期にならざるをえません。</p> <p>東北電力は、大事故の危険をかかえたまま女川原発を再稼働させましたが、数年稼働すると発生する使用済み核燃料でプールは満杯になり、稼働できなくなります。それを回避し、老朽化後まで女川原発の運転期間を延長できるようにすることが、乾式貯蔵施設の目的です。</p> <p>危険で処理する方法がない厄介な核のゴミ＝使用済み核燃料を、将来世代にこれ以上増やし残すべきではありません。上限も決めないで使用済み核燃料を増やす、「無期限」保管も可能にする使用済み核燃料乾式貯蔵施設の設置計画はやめるべきです。</p>
0425E006	<p>5ページ 「使用済燃料乾式貯蔵容器を設置する地盤については、審査を行っていない」と書いてあるが、地盤が、変形した場合安全性が損なわれるので、地盤の審査もする必要があるのではないか？</p>

案件  
198024212

女川原発の使用済燃料貯蔵施設の設置に  
関する審査書案

提出者

氏名: [REDACTED] 連絡先: [REDACTED]

住所: [REDACTED]

〈意見〉長期に渡る貯蔵と可能とする乾式貯蔵施設  
については安全が充分保たれると信頼されるに足る  
審査がなされるべきだが、それいとは認め難い。  
検討し直すべきである。

〈理由〉事業者提出の方針の確認において、  
「方針 = やります」との抽象的なもので、中味の具体  
的なものが確認されるべき「安全なのかどうか」  
が、この確認がされていない。一例として、  
「設計条件を超過おそれを考慮した」として立った条件  
でも、応急復旧対策を用意する」とあるが、「応急復旧  
対策」という言葉だけの内容の記載もなし。「1m50/年  
を越えない」という条件も出されていない。女川原発の  
周辺地域は半島部の地震津波など自然現象による  
交通遮断が充分考えられる。この場合「応急復旧対策  
とは何か、現実的に可能だと考えられるのか」と規制側は  
問うべきである。